

地域の福祉を守り抜く 未来志向の事業展開に向けて

提言事項

【地域のニーズと理解にもとづく事業展開】

地域のセーフティネットを守り抜くための事業展開の促進

【制度・分野を越えた経営資源の有効活用】

資金、人材・設備等の弾力的な運用

施設整備の補助金等におけるローカル・ルールの是正

賃金改善原資（加算等）の柔軟な配分

【手続の標準化、事務負担等の軽減】

法人、事業毎の認可・指定等の標準化、DX化の促進

所轄庁の理解促進（マニュアル等の普及）、窓口の一元化

社会福祉法人の経営状況と課題

社会福祉法人の経営状況

〈令和4年度〉

収支差率

1.7%

赤字法人の割合

35.7%

介護 45.8%

物価高騰の長期化、民間企業での賃上げ

経営努力のみでは
対応は困難

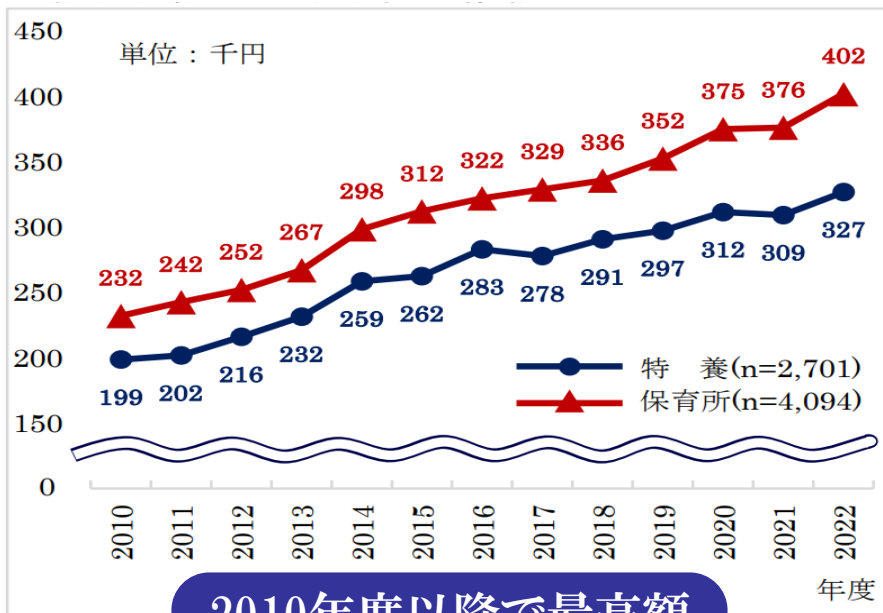
喫緊の経営課題 = 人材確保

全産業と遜色ない水準までの早急な賃金改善

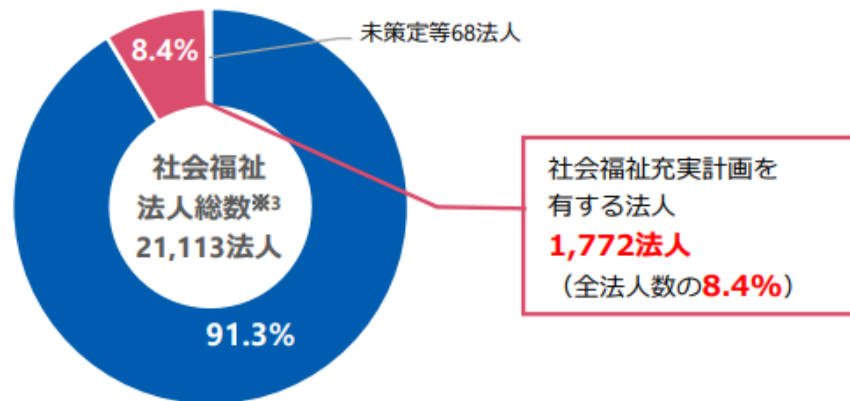
物価高騰、賃金上昇に応じた公的価格の引上げ(継続)

社会福祉法人の経営状況と課題

福祉施設の平米単価の推移



社会福祉充実計画の状況(令和5年度)



事業展開(経営の多角化)に必要な設備等の更新費用が高騰

災害への備えも重要

資金の確保、補助金等の拡充も課題

未来志向の事業展開に向けて

社会福祉法人の事業展開(多角化・多機能化)の意義・必要性

視点① 本来的使命の遂行

地域のセーフティネットであり続けるためには、多様化・複雑化する地域ニーズに対応して、事業の多角化・多機能化を志向するのは社会福祉法人の本来的な使命である。

視点② 経営基盤の安定化

報酬改定や制度改正など影響を受ける現行の社会福祉事業の性格上、経営する種別やサービス類型の多角化・多機能化は、経営リスクを分散させるうえでも必要である。

視点③ 地域共生社会の実現

施設経営モデルから脱却し、地域住民をはじめ様々な主体との連携のもと、地域共生社会の実現を主導していくためには、既存の制度分野を超えた多角化・多機能化が必要である。

社会福祉法人の事業譲渡等を考える視点

事業譲渡を行う上で尊重すべき原則

1

ニーズの減少等により、事業継続が困難となる場合に、他の供給体が撤退する事業であっても、利用者保護の観点や地域のセーフティネットを維持する観点から、当該事業を社会福祉法人の使命に基づき継続

2

多様化・複雑化するニーズに対応するため、地域のインフラとしての福祉サービスをいかに効果的・効率的に提供で、また、新たな福祉サービスを創出

①目的の正当性

事業譲渡(受)の目的が社会福祉法人の使命に合致しているか

②手続きの適正性

適切な公的ルールに基づきガバナンスが担保されているか

③プロセスと結果の公開性

目的、プロセス、譲渡(受)後の事業継続など、地域住民等に公開され、透明性が確保されているか

地域のセーフティネットを守り抜くための事業展開の促進

合併・事業譲渡等（経営の多角化）

制度面での主な課題

- 補助金適正化法や資金使途の制約等により柔軟な事業展開が困難
- 職員の専従要件による専門ノウハウを効率的に活用できない
- 施設の設備・機能を柔軟・効率的に他分野（制度・サービス）に活用できない
- 賃金改善の仕組み（加算等）が制度毎に異なり、給与の統一等が困難 等

制度・分野を越えた経営資源の有効活用が必要

資金、人材・設備等の弾力的な運用

施設整備の補助金等におけるローカル・ルールのは是正

賃金改善原資（加算等）の柔軟な配分

資金の用途制限（例）

	用途制限の内容	措置施設	保育所	介護老人福祉施設	障害者・児施設
社会福祉事業	施設整備等の借入の償還	△	△	○	○
	積立金の積立	△	△	○	○
	他社会福祉事業への繰入	△	△	○	○
	同種別事業への貸付	△ (同一年度内)	△ (同一年度内)	○	△ (同一年度内)
	異種別事業への貸付	△ (同一年度内)等	△ (同一年度内)等	△ (同一年度内)	△ (同一年度内)
	前期末支払資金残高の使用が認められる範囲	△ ①当該施設での取崩使用 ②本部運営費 ③他の社会福祉事業 ④公益事業	△ ①当該施設での取崩使用 ②本部運営費 ③他の社会福祉事業及び施設整費 ④公益事業	○	○
公益事業会計への繰入	△	△	○	○	
収益事業への繰入	■	■	■	■	
法人外への資金の流出(貸付を含む)	■	■	■	■	

*事業活動資金収支差額が黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲

○:用途制限なし △:要件、限度額等あり ■:社会福祉法人・事業の趣旨、公益性等を踏まえ不可

合併・事業譲渡等（経営の多角化）

手続面での主な課題

- 事業毎の認可・指定等の様式等が自治体によって異なる
 - 同様の情報を複数回にわたって記載・提出する必要がある
 - 法人認可(変更等)とともに、事業毎の認可・指定(変更等)を行う必要がある
 - ワンストップで手続等が進められない、事務負担も大きい
 - 合併・事業譲渡等について所轄庁の理解に差がある
 - 手続きに時間がかかる、必要な支援が受けられない
- 等

手続の標準化、事務負担等の軽減がさらに必要

法人、事業毎の認可・指定等の標準化、DX化の促進

所轄庁の理解促進(マニュアル等の普及)、窓口の一元化

参考：合併・事業譲渡等、経営の多角化に係る主な課題・事例等

- 地域のニーズに応じて、高齢・障害福祉、子ども・子育て等の事業を複合的かつ効果的に実施しようとする場合、相互の資金融通や制度・事業毎の利用定員、人員配置や設備等に係る基準が弾力化され、経営資源を有効に共有することで効率的なサービス提供が可能となる。
- 合併・事業譲渡等を進めるうえで、地域や利用者の理解、法人間の合意や信頼関係はもとより、法人の規定や仕組みの統合・調整が必要となり、人材確保の観点からは、従業員の承継、雇用確保や処遇、従業員との交渉や調整が重要となる。また、具体的な進め方、スケジュールを十分に検討するとともに、所轄庁との許認可に関する相談や調整も必要となるため、全体的に時間と労力・コストを要するものであり、事務体制等の確保も必要である。
- 社会福祉事業に要する基本財産の処分等が必要な場合※(次項参照)には、所轄庁の承認と国庫補助により取得した財産の処分に係る承認、借入債務等に係る各種手続も必要となるが、国庫補助と地方の交付金事業等による場合の要件や手続・書類等が異なり、準備と手続等が煩雑となり負担が大きい。
- 合併・事業譲渡等による組織統合において、給与をはじめとする勤務条件の調整が人材確保等の観点から重要となるが、基本給はもとより制度・種別が異なる事業を統合する場合に、処遇改善加算等の仕組みの違いによる給与規程等の相違や複雑化の調整に苦慮する。
- 社会福祉法人の認可等の所管と高齢・障害福祉、子ども・子育て等の所管、双方での相談や手続きが必要となるため、時間がかかり、法人内の手続や書類作成などの事務負担が大きい。また、所轄庁が合併・事業譲渡等の相談や手続きを実施したことがない場合には、確認しながらの手続、書類提出等となるため時間を要する。
- 施設・事業所の所在(所轄)する自治体が異なる場合、双方の自治体への手続きも必要となるため負担が大きくなる。また、提出情報の重複、関係書式や添付資料に相違がある場合もあり、情報共有の仕組みや書式等の標準化が必要である。

参考：合併・事業譲渡等、経営の多角化に係る主な課題・事例等

社会福祉法人が受けた国庫補助金の財産処分（譲渡）の例示

国庫補助金の取り扱い

- 社会福祉法人が国庫補助金を受けて取得した財産を処分する際には、厚生労働大臣等の承認が必要となる。
- 承認にあたっては、交付した国庫補助金に相当する額の返還(国庫納付)や、返還を求めない場合であっても処分を制限するなどの条件が付される。
- 国庫補助金を返還しないための無償譲渡は、法人外流出の可能性があることに特に注意する必要もある。

形態	有償 無償 の別	補助金の取扱		再処分に 関する条件	
		国庫納付の有無	財産処分納付金の額		
補助事業実施 期間が 10 年 以上経過して いる場合 (※1)	無償	無	特定の事業に 活用する場合	—	10 年間の処 分制限期間
	有償	有	上記以外	残存年数納付額	—
		有	譲渡額に総事業 費に補助金の割 合を乗じた額 (※2)	特定の事 業に活用 する場合	—
補助事業実施 期間が 10 年 未満の場合	無償	有		残存年数納付額	—
	有償			—	
補助事業と同 一事業を 10 年以上継続す る場合	無償	無	—	—	10 年間の処 分制限期間
	有償	有	譲渡額に総事業費に補助金 の割合を乗じた額 (※2)	—	

※1 補助事業に係る社会資源が当該地域において充実していることが前提

※2 残存年数納付額を上限